

特例退職被保険者でなくなることを希望する(「資格喪失の事由」にて1番を選択する)場合(記入例)

記号・番号欄か個人番号欄のどちらかを必ず記入

## 健康保険 特例退職被保険者資格喪失申出書

令和 6年 11月 29日提出

被保険者の記号・番号		被保険者氏名	被保険者生年月日			資格喪失年月日				
88	1 2 3 4	健保 太郎	昭和 平成 令和	年 6	月 7	日 5	令和	年 6	月 12	日 1
記号番号が分からない場合は個人番号(マイナンバー)を記入してください		個人番号(マイナンバー)	資格喪失を申し出る月の翌月1日を記入							
資格喪失の事由 (該当する番号に○をつけてください)						長入日 (当組合の資格を有する日)				
① 特例退職被保険者でなくなることを希望するため (例) 国民健康保険に加入予定・家族の扶養予定						資格喪失を申し出た月の翌月1日 (申出月の末日まで)				
② 健康保険・船員保険等の被保険者資格を取得したため (「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」の写しの添付)						就職先の資格取得日 (就職先の健康保険等の加入日の前日まで)				
③ 障害認定により後期高齢者医療制度の被保険者となったため (「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」の写しの添付)						後期高齢者医療制度の資格取得日 (後期高齢者制度の被保険者となった前日まで)				
④ 生活保護の受給者となったため (「生活保護受給証明書」の添付)						受給者となった日 (受給者となった日の前日まで)				
⑤ 海外に居住となったため (「住民票除票証明書」の添付)						海外居住日 (居住となった日の前日まで)				
⑥ 健康保険・共済組合等の被扶養者となったため (「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」の写しの添付)						被扶養者となった日 (被扶養者となった日の前日まで)				
⑦ 死亡したため(死亡が分かる書類の写しの添付)						死亡した翌日 (死亡日まで)				

### <注意事項>

- 必要事項を記入し、該当する項目に○をしてください。※欄は記入不要です。
- 就職により健康保険等の資格を取得した場合(2番)、障害認定により後期高齢者医療制度へ加入した場合(3番)、健康保険・共済組合等の被扶養者となった場合(6番)のいずれかに該当する場合は、新しい「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」の写しを添付してください。
- 資格喪失後、医療機関で診療を受ける際、当組合の資格情報では受診することができません。当組合の資格情報で医療機関にかかった場合は無資格診療となり、後日診療費の返還請求を行うことがあります。
- 特例退職被保険者でなくなることを希望した場合(1番)は、資格喪失日以降に資格喪失証明書を送付いたします。なお、「資格喪失証明書」は、資格喪失日より前に交付することはできません。また、申出後に取り消すことができませんのでご注意ください。
- 当組合より「資格確認書」の交付を受けている者は、当組合宛てに返却をお願いします。
- 当組合より「保険証」の交付を受けている者は、当組合宛てに返却をお願いします。
- 医師国保、薬剤師国保等(市区町村の運営する国民健康保険以外)に加入する場合、加入後の年金種別により、国民健康保険組合の加入日が以下のとおり変更となります。  
【医師国保、薬剤師国保等の加入日】  
厚生年金加入 → 勤務先の定める加入日(同日に特例退職保険を脱退)  
国民年金加入 → 1番の特例退職被保険者でなくなることを希望した翌月1日。  
または、保険料未納による特例退職保険脱退日  
※医師国保、薬剤師国保等へ加入される方は「厚生年金加入証明書」の提出が必要となります。

就職・障害認定・被扶養者認定により喪失する(「資格喪失の事由」の2番・3番・6番を選択した)場合(記入例)

記号・番号欄か個人番号欄のどちらかを必ず記入

## 健康保険 特例退職被保険者資格喪失申出書

令和 6年 12月 8日提出

被保険者の記号・番号		被保険者氏名	被保険者生年月日			資格喪失年月日				
88	1 2 3 4	健保 太郎	昭和 平成 令和	年 6	月 7	日 5	令和	年 6	月 12	日 9
記号番号が分からない場合は個人番号(マイナンバー)を記入してください		個人番号(マイナンバー)								
資格喪失事由(該当する番号に○を記入)		マイナポータル「資格情報画面」内の最新の資格取得年月日 もしくは新しい資格確認書に印字されている資格取得日を記入								
① 特例退職被保険者でなくなることを希望するため (例) 国民健康保険に加入予定・家族の扶養予定			資格喪失を申し出た月の翌月1日 (申出月の末日まで)							
② 健康保険・船員保険等の被保険者資格を取得したため (「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」の写しの添付)			就職先の資格取得日 (就職先の健康保険等の加入日の前日まで)							
③ 障害認定により後期高齢者医療制度の被保険者となったため (「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」の写しの添付)			後期高齢者医療制度の資格取得日 (後期高齢者制度の被保険者となった前日まで)							
④ 生活保護の受給者となったため (「生活保護受給証明書」の添付)			受給者となった日 (受給者となった日の前日まで)							
⑤ 海外に居住となったため (「住民票除票証明書」の添付)			海外居住日 (居住となった日の前日まで)							
⑥ 健康保険・共済組合等の被扶養者となったため (「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」の写しの添付)			被扶養者となった日 (被扶養者となった日の前日まで)							
⑦ 死亡したため(死亡が分かる書類の写しの添付)			死亡した翌日 (死亡日まで)							

### <注意事項>

- 必要事項を記入し、該当する項目に○をしてください。※欄は記入不要です。
- 就職により健康保険等の資格を取得した場合(2番)、障害認定により後期高齢者医療制度へ加入した場合(3番)、健康保険・共済組合等の被扶養者となった場合(6番)のいずれかに該当する場合は、新しい「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」の写しを添付してください。
- 資格喪失後、医療機関で診療を受ける際、当組合の資格情報では受診することができません。当組合の資格情報で医療機関にかかった場合は無資格診療となり、後日診療費の返還請求を行うことがあります。
- 特例退職被保険者でなくなることを希望した場合(1番)は、資格喪失日以降に資格喪失証明書を送付いたします。なお、「資格喪失証明書」は、資格喪失日より前に交付することはできません。また、申出後に取り消すことができませんのでご注意ください。
- 当組合より「資格確認書」の交付を受けている者は、当組合宛てに返却をお願いします。
- 当組合より「保険証」の交付を受けている者は、当組合宛てに返却をお願いします。
- 医師国保、薬剤師国保等(市区町村の運営する国民健康保険以外)に加入する場合、加入後の年金種別により、国民健康保険組合の加入日が以下のとおり変更となります。  
【医師国保、薬剤師国保等の加入日】  
厚生年金加入 → 勤務先の定める加入日(同日に特例退職保険を脱退)  
国民年金加入 → 1番の特例退職被保険者でなくなることを希望した翌月1日。  
または、保険料未納による特例退職保険脱退日  
※医師国保、薬剤師国保等へ加入される方は「厚生年金加入証明書」の提出が必要となります。